

市有建築物の現状、保全・管理のポイント、公共建築物に係る情報などをお知らせします。

# たてものの保全活用通信

## 施設管理の責任を問われることが想定されるもの

**民事責任**



### ▶ 債務不履行責任

- ✓ 契約上負っている安全配慮義務に違反した場合に損害を賠償。

### ▶ 一般不法行為責任

- ✓ 契約関係のない人に対しても負う。安全配慮義務を怠った過失に基づき損害が生じた場合に賠償する。

### ▶ 営造物責任

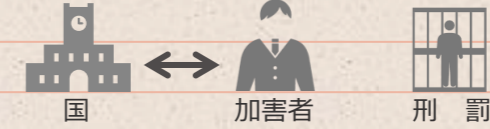
- ✓ (国家賠償法2条)「道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、**国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。**」

→ **瑕疵** 営造物が有すべき安全性を欠いている状態。  
 施設の使い方、利用状況、構造などを総合的に考慮して個別具体的に判断される。

無過失でも責任を負う

※事例の大井プール事故の場合は示談が成立

**刑事責任**



### 【ふじみ野市大井プール事故の場合】

#### ▶ 関係者への判決

施設所管課長	禁錮1年6月 執行猶予3年
施設所管課係長	禁錮1年 執行猶予3年
再委託先の取締役社長	略式起訴処分(罰金刑)
現場責任者	略式起訴処分(罰金刑)

#### ▶ 判決文での主な指摘

- ✓ 課長と係長は、施設の安全を管理すべき立場であり、関係法令や基本文書を読む、施設を点検するなどしてプールの危険箇所を把握し補修するべきだった。
- ✓ 安全性を完備させない限りプールを開放してはならなかった。
- ✓ 委託業者の不手際が関係していたとしても、委託したことで職責は何ら変わらない。
- ✓ 過去の担当者も無責任であったが、これを断ち切りその職責を果たさなければならなかった。

→ 前例踏襲はダメ、今の担当者の責任

市営プールでの事故で職員個人の過失が問われ有罪になった

- 民間に維持管理業務を委託していても、行政は責任を負い続ける
- 指定管理、PFIの場合も要注意

## 公共施設の維持管理の法的責任

建築物の老朽化に伴い、今後、事故のリスクが高まることと予想されます。多くの施設を抱える私たち自治体職員はどのような心構えが必要なのか、今回は「法的責任」という視点から考えます。

### ふじみ野市 大井プール事故

平成18年、埼玉県ふじみ野市の市営プールで遊んでいた小学2年生が、流水プールの起流ポンプ吸水口内に吸い込まれ、亡くなるという痛ましい事故がありました。

### 複合的な要因が 事故を招いた

ふじみ野市は、業務委託契約により、このプールの管理業務を民間業者に委託していました。しかし、この受託者は市に無断で別会社に再委託していました。再委託先は、監視員の配置人数など、仕様書の条件を満たしていませんでした。市はこれを見抜けませんでした。

一方、施設は竣工から20年が経過しており、事故の7年前から吸水口の防護柵の固定部分が劣化し、針金で固定している状況でした。これに関して、市に業者からの報告がされていましたが、歴代の担当者は修繕を実施せず、いつしか報告すらされなくなっていました。

**「素人」だからとは言いつくならない**  
 有罪となった係長は、研修の機会もなく「素人」のまま放置されていたと訴えましたが、自身が自らを「素人」のまま放置したのだと指摘されています。知識もなく施設管理を担当することになったとしても、努力して施設の安全を確保していくことが求められています。

**安全に管理する責任は委託先ではなく職員に**

また、市は財政難により体育施設協会から脱退しており、担当職員は、施設管理の知識を学ぶための研修の機会もなく業務にあたっていました。

この事故で、施設管理担当所の課長と係長の業務上過失致死罪が確定しました。

施設を安全に管理する立場にあったにもかかわらず、委託業者に任せきりにし前例踏襲の下、漫然と業務にあたり、業務上の注意義務を怠ったとされたものです。



### 自治体等FM連絡会議in弘前

先進市の取組を伺ったり、全国の自治体職員との意見交換などをしました。資料をご覧ください方は、建築課細谷(567)まで。

紫波町オガールプロジェクト、東京都小平市の広域連携によるFM、千葉県習志野市のFM、滋賀県大津市の計画保全、施設のリノベーション事例(弘前工業高校、弘前市民会館)

## 活用コラム 文化財+カフェ

弘前城前に建つスターバックスコーヒー弘前公園前店は、市有の登録有形文化財を貸し出し、内装にも当時の趣を残しつつカフェとしてコンバージョンしたものです。

好立地と建物の歴史的経緯を活かし、コーヒーの街としての市の活性化に向けた相乗効果を図っています。



### 店内の様子

津軽ごん刺し(生地のため麻や防寒のため麻布に刺し子をしたもの)のベンチや、平内町産のホタテ貝を砕いた粉末とコーヒー粉末で色づけた漆喰壁、青森県産ブナを使ったブナコ照明など地域性に

配慮した内装になっています。

### 文化財建物の活用

スターバックスコーヒーの集客力やデザインセンスを活かして、市民にとつてより身近な文化財となっていました。

一方で、平成24年の内部改修から数年でスターバックスの改修を行っており、先の改修の時点で民間への貸し出しが決まっていればムダがなかったという部分もあります。



施設の活用にあたっては、改修等を計画的・効果的に実施するためにも、早期のニーズの吸い上げや様々な手法の検討、関係各課での情報共有を図ることが重要です。

○場所 青森県弘前市上白銀町1-1

○経緯

大正6 第八師団長官舎として建設  
 戦後 米軍進駐部隊の司令官宿舎として利用  
 昭和26 市に払い下げられ市長官舎として利用  
 昭和33 3分の2を解体、残りを市役所中庭に曳家  
 平成24 通り沿いに曳家、併せて耐震補強と内部改修  
 平成27 スターバックスコーヒーとの協定によりカフェにコンバージョン(店舗改修はスタバが実施)